

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月20日

埼玉
都道府県知事
(市長) 大野元裕 殿



提出者
住 所 埼玉県狭山市広瀬東1-13-1
氏 名 綜研化学 株式会社 狭山事業所
狭山事業所長 蓮井 崇文
電話番号 04-2954-3261

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	綜研化学 株式会社 狭山事業所
事業場の所在地	埼玉県狭山市広瀬東1-13-1
計画期間	令和 4 ⁵ 年4月1日～令和 5 ⁶ 年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業 (アクリル系粘着剤の製造)
②事業の規模	513.236万円
③従業員数	223名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り 別紙-1

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り 別紙-2			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	排 出 量	388.994 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 工場から排出される特別管理産業廃棄物は、主に引火性廃油であり、すべて外部委託処理している。ISO14001の環境目標に基づき、廃棄物削減に取り組んでいる。専用の溶剤回収装置を設置し、排出量抑制に貢献している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	排 出 量	370.55 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 今期生産計画の上限に排出量の目標設定をしたが、引続きISO14001の環境目標に基づいて廃棄物削減に取り組むとともに、専用の溶剤回収装置を使用して、排出量の抑制に取り組む。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 規程に基づいた分別を行っている。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き規程に基づいた分別を行っていく。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	115.794 t	t
	(これまでに実施した取組) 引火性廃油の蒸留回収を行い、再生利用した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	105.6 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も蒸留回収を行い、廃棄物の削減を図る。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	115.794 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	273.2 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	273.2 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	273.2 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 作業現場と連絡を密に取り、廃液保管タンクの保管量が、MAXにならないように運用した。		

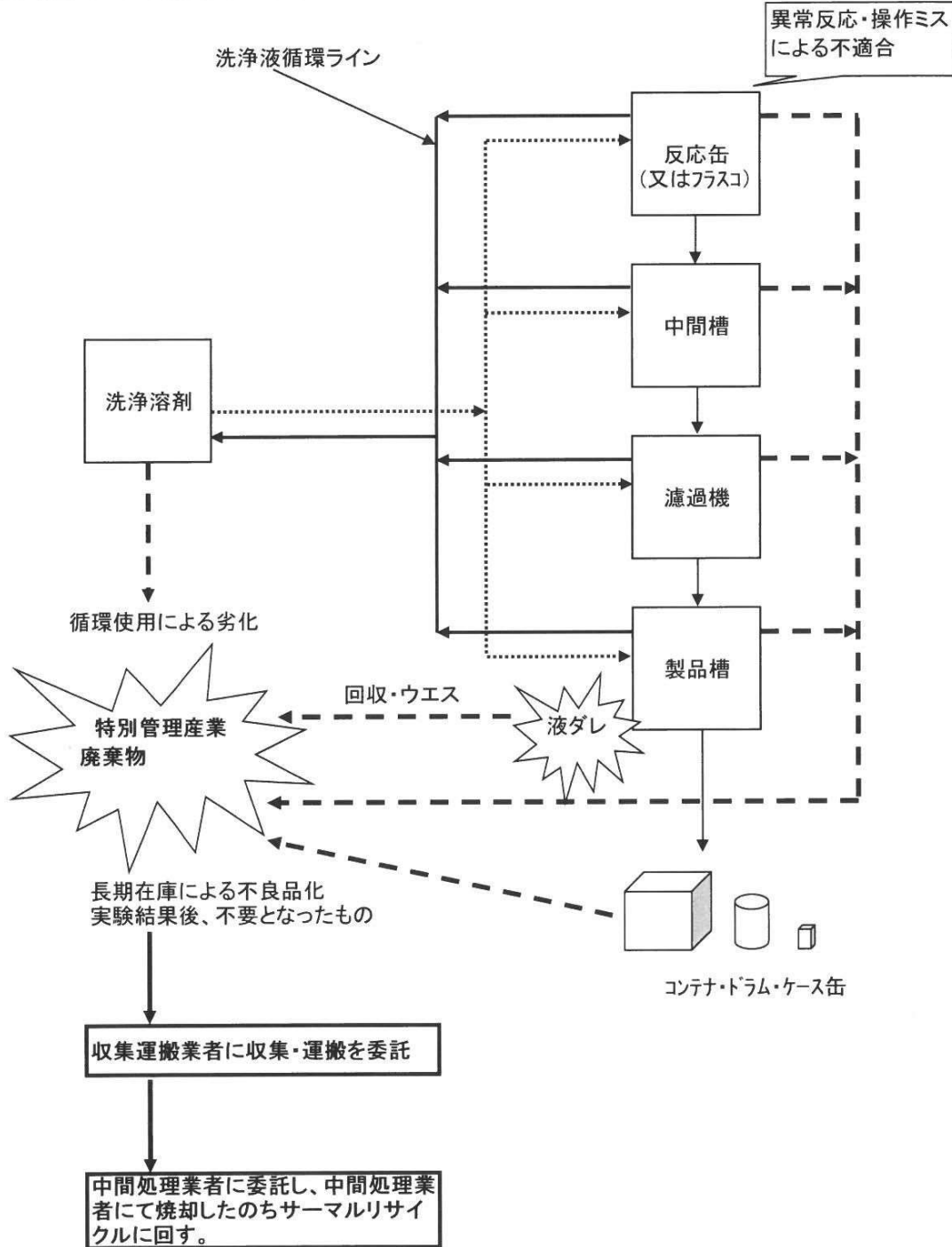
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	250 t	0.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	250 t	t
	再生利用者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	250 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組) 優良認処理定業者・再生利用者・認定熱回収業者に委託をしていく。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	388.994 282.671 t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和4年4月現在、全ての処理業者は、電子マニフェストで運用管理を実施している。 又、現在も実施している自社での再生利用を今後も行い、廃棄物の削減に取り組んでいく。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙-1】特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

特別管理産業廃棄物は、洗浄工程において使用した溶剤及びアルカリが洗浄を繰り返す事により不純物を含み洗浄に使用できなくなり、発生する。又異常反応・操作ミス等による不適合品の発生及び長期在庫製品の経時変化(劣化)による廃棄処分や充填作業における液ダレ等により発生する。



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制図

